

2025年度 処遇改善

昨年度までは、3種類の処遇改善加算をルールに従い職員に配分していましたが、今年度は厚生労働省の制度変更に沿って地の星も一本化し、新加算制度で配分を考えました。

処遇改善加算の条件において職員集団を3グループに分け、有資格者の直接支援者への配分を多くする従来の方法は、チームでより良い支援を提供していく、という地の星の方針とはやや異質の感じがおり一本化は歓迎するものでありました。

以下に今年度の処遇改善加算の取り組みを示します。

1、短時間勤務の非常勤職員

時給を10～12.3%上げました。

- ・日中の労働時間が短く（1週間に9時間から18時間）社会保険や各種手当も該当しませんが、利用者昼食支援を中心とする勤務のため、他の職員が交代で昼休み休憩を取ることができます。

2、管理者手当

管理者の手当を70,000円から90,000円に改善しました。

- ・アップ率が高いという声もありましたが、資格手当も付かず責任が重い立場です。

3、事務長手当

事務長職を新設し、手当は50,000円としました。

- ・今までは主任という立場で事務方をまとめ、経理だけではなく法人事務局業務や管理者のサポートも行う立場です。

4、夜勤手当

夜勤1回6,500円を7,000円に改善しました。

- ・グループホームに絶対必要な夜勤者ですが、求人でホーム勤務を希望される方はごく少数です。また日中勤務からホーム勤務への異動も難しい現状です。

5、資格手当

国家資格所持者の手当を15,000円から16,000円に、国家資格に準じるケアマネージャー等は10,000円から11,000円に、介護職員初任者研修修了者等は5,000円から6,000円に改善しました。

6、特別支援手当

常勤職員18,000円を30,000円に、非常勤職員1週間に30時間以上勤務者8,400円及び12,000円を14,500円に、非常勤職員1週間に18時間以上勤務者4,800円及び6,800円を7,000円に改善しました。

- * 常勤及び週30時間以上の勤務の非常勤職員は社会保険に加入し、掛け金が全額法人で負担している退職共済（独立行政法人福祉医療機構）にも加入しています。
この退職共済は、それぞれの給与と在職年数により退職金が計算されます。
その元となる給与に特別支援手当も含めるよう申請し審査が通っています。今般特別支援手当が改善されたので退職金計算の元となる金額もアップされました。